

『新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置』が適用に

2021.04.12

本日0時より5月11日(火)24時まで東京23区と立川、武蔵野、府中、調布、町田の各市とともに、本市にも新型コロナウイルスに対処する特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、都民に対しては①都県境を越えた不要不急の外出・移動の自粛、特に、変異株により感染が拡大している大都市圏との往来の自粛、②日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、③混雑している場所や時間を避けて行動すること、④営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと、⑤会食において会話をする際のマスク着用の徹底の5点が要請されています。

これまで主流だった、免疫逃避と呼ばれる「E484K変異」を有する起源不明の変異株に加え、スパイク蛋白に「N501Y変異」を有するイギリス変異株といわれるウイルスは、従来のウイルスよりも感染力が最大40%増加し、また重症化しやすく死亡率も高いとされています。これら変異株が国内で拡散して行けば、新型コロナの収束はますます遠のいてしまいます。今まで以上に基本的な感染対策を地道に遵守いたしましょう。

(文責：感染症担当 永野 敦)